

一般負担の上限額の見直しに対する意見募集に寄せられたご意見及び本機関回答

通し 番号	ページ 番号	ご意見	本機関回答
1	6	<p>発電側基本料金の導入を、FIT 買取期間中・終了後を問わず他の電源と同様の条件で課金することを基本とする、とあるが、FIT 買取期間中で発電中の発電所においては、現在より高い建設費用の発電所の IRR を基に、金融機関に借入を行って運用しているプロジェクトファイナンスも多く存在するため、収支性を著しく変動させる制度の適用は事業者の破たんを招きかねない。</p>	<p>FIT 電源に関する調整措置については政府において、引き続き検討されるものと考えております。</p>
2	20	<p>「4.1 万円/kW 一律とした場合でも、一般負担の平均単価は、過去実績の 1.1 万円/kW と負担水準に変化はない」とありますが、4.1 万円/kW 一律とした場合、NW 増強が高額となる地点での再エネ等の導入を促すことになり、結果として稼働率の低い NW への投資が必要となって、「発電 +NW」の合計で見た再エネ導入コストを増加させかねない点を懸念しております。NW の効率的な設備形成の観点から、「電源種問わず kW 一律の上限金額の設定」および「一律の上限額は 4.1 万円/kW を基本」への見直しについては、慎重に議論すべきと存じます。</p>	<p>試算については、一般負担の上限額を 4.1 万円/kW 一律にすることで、偏りがないことを前提として平成 28 年度の全ての接続検討の一般負担の過去平均実績単価も 1.1 万円/kW となり、過去実績の 1.1 万円/kW と負担水準と変化がないことを確認しました。</p> <p>なお、本見直しは、別途検討されている発電側基本料金の導入を前提として行うものですが、当該発電側基本料金は、送配電関連設備が基本的に電源の最大潮流を踏まえて整備されることから、電源種別を問わず、kW 単位で公平に課金するものとされています。これにより、電源の設備利用率の向上等を通じた送配電網の効率的な利用を促し、送配電費用の増大を抑制する一定の効果が期待されるものと考えております。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見	本機関回答
3	21	「追加的な一般負担の額は約 72 億円程度」とありますが、一般送配電事業者にとっては外生的要因であり、その費用について一般送配電事業者が確実に回収できる仕組みとセットで、一般負担の上限額を見直すべきと存じます。	72 億円は託送原価 4.5 兆円（全国）の 0.16%です。 また、発電側基本料金の導入とセットで一般負担の上限額を 4.1 万円/kW とすると、再エネ等の発電事業者との関係で考えると、長期的には、追加的な一般負担分を回収できるものと考えます。
4	22	「一般負担の上限額の水準については、引き続き、必要に応じて評価・見直しを行うこととしてはどうか。」とありますが、より具体的な記載をすべきと存じます。例えば、「発電コストや NW コストの状況が見える化し、費用対便益の高い NW 増強となっているかモニタリングを実施のうえ、必要に応じて評価・見直しを行うこととしてはどうか。」としては如何かと存じます。	ご指摘も踏まえ、一般負担の上限額については、接続検討の実績や契約に至った実績等について定期的に情報収集・評価し、必要に応じて見直しを行うこととします。
5	22	一般負担の上限額については、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、「1.1 万円/kW をベースに検討すべきではないか」等の意見もあり、資料にも記載されているが、今回の一般負担の上限額見直し後においても引き続き必要に応じて評価・見直しを行っていただきたい。	ご指摘も踏まえ、一般負担の上限額については、接続検討の実績や契約に至った実績等について定期的に情報収集・評価し、必要に応じて見直しを行うこととします。 なお、1.1 万円/kW は一般負担の過去平均実績値であり、費用負担ガイドラインにおいて「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」としていることを踏まえれば平均値を上限とする妥当性はないと考えております。
6	25	電源接続案件募集プロセスにおいて、共同負担意思確認の段階であっても、一般負担金上限が上がることは発電事業者としては望ましい。施工時点で、「工事費負担金補償契約」以前を適用としてはどうか。	施行時点で一度、優先系統連系事業者の決定している募集プロセスについては、現行の一般負担上限額による入札を行っており、非優先連系事業者との公平性を踏まえれば、以降の段階での変更はできない。